

弥生の御朱印巡り「御朱印帳&弥生時代主要遺跡マップ」印刷等業務仕様書

1 業務名称

弥生の御朱印巡り「御朱印帳&弥生時代主要遺跡マップ」印刷等業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

弥生の御朱印巡り「御朱印帳&弥生時代主要遺跡マップ」（以下マップ）の印刷等を行う。

（1）版下デザイン完成

既に作成済みの版下データをもとに、以下の作業を行うことで版下を完成させる。表面（弥生時代主要遺跡マップ）に令和7年度新規参加遺跡4又は5遺跡を追加する（地図中へのプロットの他、写真、印影、参加施設一覧への情報追加等）。裏面での作業はなし（作成済み版下データの状態）

＜印刷の仕様＞

①仕様

- ・B1判、表裏フルカラー、横10列、縦4列（表裏とも40頁）となるよう蛇腹状に折り畳む

②構成

- ・表面：弥生時代遺跡主要マップ
- ・表面：御朱印スペース

③印刷用紙

マットコート四六判 110kg

（2）校正

- ・2回の校正を行う。各校正時にPDFデータ（3～4MB程度）及びプリントアウト1部により行う。

（3）印刷

上記（1）で完成した版下の印刷、折りを行い印刷物を完成させる。版下は別途DTPデータにて提供する（イメージは「【別紙】 弥生の御朱印巡り「御朱印帳&弥生時代主要遺跡マップ」版下（B1判）」参照。

- ・印刷の仕様：上記（1）の＜印刷の仕様＞のとおり
- ・部数：4,300部

（4）印刷物の発送

- ・上記で製作した印刷物を発送する。
 - ・発送先：42件（県内3件、県外39件）※県庁納品分は除く
 - ・発送部数：1件あたり100部×42件＝4,200部（県庁納品分100部は除く）
- ・発送の際は発注者から提供する送付状（A4判1枚、データにて提供）を添付する。

3 成果品等

（1）成果品

①マップ版下データ一式（印刷業者で印刷可能なDTPデータ及びPDFデータ） 2式

※DTPデータのファイル形式はAdobe Illustratorで編集可能なai形式（またはAdobe InDesignで編集可能なINDD形式）及びPDF形式とする。各図面の元図を含む。

※PDFデータは、低圧縮のデータ及び、インターネット掲載用（5MB以内）の高圧縮データとする。

②印刷物成果品 100部、発送した42件については、発送したことが判る明細等を添付。

(2) 納入場所

鳥取県庁地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課
(鳥取市東町一丁目220 本庁舎6階)

5 業務期間

契約締結日から令和7年11月28日(金)まで

※期間内に印刷物の発送を完了すること。

6 権利義務

(1) 譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 著作権・著作人格権

- ・受注者は著作権を発注者に譲渡し、発注者の行為について著作人格権を行使しない。
- ・成果品は全国の御朱印参加施設と共有し、今後各施設からの個別発注により印刷を行う場合がある。またその際、大きなイメージの改変をしない範囲で各種情報の追加、改変が生じる場合があるため、その点は了承すること。

7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びその使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が(1) から(3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1) から(4) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報・死者情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 印刷業務を再委託する場合において再委託先が鳥取県内に印刷設備を有していない場合

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告

を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領後、速やかに本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

12 委託料の支払

- (1) 受注者は、11(3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

13 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返

還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注1） 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。

（注2） 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。

【別紙】弥生の御朱印巡り「御朱印帳&弥生時代主要遺跡マップ」版下（B1判）

（表面）



（裏面）

